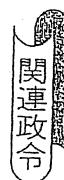


高気圧作業安全衛生規則

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高圧室内業務 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)第六条第一号の高压室内作業に係る業務をいう。
- 二 潜水業務 令第二十条第九号の業務をいう。



【安衛施行令】

(作業主任者を選任すべき作業) (抄)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次

のとおりとする。

- 一 高圧室内作業 (潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。)

(就業制限に係る業務) (抄)

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 九 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベから給気を受けて、水中において行う業務

(作業主任者)

第十条 事業者は、令第六条第一号の高压室内作業については、高压室内作業主任者免許を受けた者のうちから、作業室ごとに、高压室内作業主任者を選任しなければならない。

(根 一四)

事業者は、高压室内作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 作業の方法を決定し、高压室内作業者を直接指揮すること。

二 炭酸ガス及び有害ガス(一酸化炭素、メタンガス、硫化水素その他炭酸ガス以外のガスであつて、爆発、火災その他の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものをいう。以下同じ。)の濃度を測定するための測定器具を点検すること。

三 高压室内作業者を作業室に入室させ、又は作業室から退室させるときには、当該高压室内作業者の人数を点検すること。

四 作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、作業室内の圧力を適正な状態に保つこと。

五 気開室への送気又は気開室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、高压室内作業者に対する加圧又は減圧が第十四条又は第十八条の規定に適合して行われるように措置すること。

六 作業室及び気開室において高压室内作業者が健康に異常を感じたときは、必要な措置を講ずること。

(潜水士)

第十二条 事業者は、潜水士免許を受けた者でなければ、潜水業務につかせてはならない。

高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規程

高気圧障害
高気圧障害の病理
高気圧障害の種類とその症状
高気圧障害の予防方法
急救処置
再圧室に関する基礎知識

改正 昭和四七年七月三十日労働省告示第一三〇号
平成二年二月三日労働省告示第二三〇号

(高圧室内作業主任者免許試験)

第一条 高圧室内作業主任者免許試験は、次の表の上欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行う。

試験科目	範	囲
圧気工法	圧気工法の概要 圧気工法の種類及びその用途 圧気工法による業務の危険性及び事故発生時の措置（有害ガスの危険性及びその測定法を含む。）	高圧室内作業者に対する加圧及び減圧のための送気及び排気その他高圧室内業務に必要な送気及び排気の方法 設備の種類 扱い方 理の仕方
送気及び排気	高圧室内作業者に対する加圧及び減圧のための送気及び排気その他高圧室内業務に必要な送気及び排気の方法 設備の種類 扱い方 理の仕方	高圧室内作業者に対する加圧及び減圧のための送気及び排気その他高圧室内業務に必要な送気及び排気の方法 設備の点検及び修理の仕方

高気圧障害	高気圧障害の病理 高気圧障害の種類とその症状 高気圧障害の予防方法 急救処置 再圧室に関する基礎知識
関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）中の関係条項 高気圧作業安全衛生規則

(潜水士免許試験)

第二条 潜水士免許試験は、次の表の上欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行う。

試験科目	範	囲
潜水業務	潜水業務に関する基礎知識 潜水業務の危険性及び事故発生時の措置	潜水業務に必要な送気の方法 潜水器に関する知識 潜水器の扱い方 潜水器の点検及び修理の仕方
送気、潜降及び浮上		

高気圧障害	高気圧障害の病理 高気圧障害の種類とその症状 高気圧障害の予防方法 急救処置 再圧室に関する基礎知識
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項 高気圧作業安全衛生規則

(実施方法)

第三条 前二条の免許試験は、筆記試験によつて行なう。

2 前二条の免許試験の試験時間は、一科目について一時間とする。
(細目)

第四条 前三条に定めるもののほか、第一条及び第二条の免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。